

藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業

本市では、南海トラフ沿いで発生する大地震に備えて、地震による電気火災から「家」「地域」を守るため、感震ブレーカーの設置を推進し、その設置費用の一部を助成しています。



感震ブレーカーとは？

地震発生時に揺れを感知し、自動的にブレーカーを落として電気の供給を遮断する器具です。各家庭で設置することで出火を防止し、延焼火災を防ぐことで、火災被害を大きく軽減することができます。

①分電盤タイプ(内蔵型) 既存の分電盤ごと取り替えて設置	②分電盤タイプ(後付型) 既存の分電盤に追加して設置	③コンセント(リレー)タイプ 既存のコンセントとアース線に設置
		

補助の対象、金額など

対象の感震ブレーカー → 一定規模以上の地震の揺れを感知して電気の供給を遮断する機能を有する器具であって、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に該当するもの、又は一般財団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの。

対象者		補助率・額
一般住宅	市内に住宅を所有し、または居住している個人(但し、賃貸目的の集合住宅への設置については、当該住宅の居住者に限る)。	・設置費用の2/3 (上限5万円、千円未満切り捨て)
	市内に住宅(ただし戸建に限る)を新築する予定の個人。	・一律1万円
特例住宅	要介護3以上の認定を受けた人、身体障害者手帳(1級~4級)・精神障害者保健福祉手帳(1級~3級)・療育手帳の交付を受けた人が居住する住宅。	・設置費用の10/10 (上限10万円、千円未満切り捨て) ・新築住宅は、一律1.5万円

○工事費・自己負担額(一般住宅)の目安

	①分電盤タイプ(内蔵型)	②分電盤タイプ(後付型)	③コンセント(リレー)タイプ
工事費	約10万円	約3万円	約1万円
自己負担額(一般住宅)	約5万円	約1万円	約4千円

その他留意事項

- ・受付期間・・・令和9年2月末日まで(ただし、期日までに工事完了の上、実績報告書兼請求書を提出できる方に限ります。予算に限りがあるため、申込順とさせていただきます。)
- ・受付時間・・・8:30~17:15(土・日曜日、祝日及び年末年始を除く)
- ・必ず工事前に補助金の申請を行ってください。工事中、工事後の申請は、補助の対象となりません。
- ・補助金の申請可能回数は1住宅につき1回となります。
- ・地震発生時に、すべての電気が遮断され、医療器具等への影響考えられるため、設置にあたっては注意が必要です。
- ・設置器具・費用については、電気工事店等にご相談ください。



申請の流れ

(新築以外の場合)

※新築の場合は、事前に地域防災課にご相談ください。

STEP 1

工業者に相談

- 電気工事店等に設置器具、設置場所、費用等について相談

STEP 2

申請書・見積書等の提出

- 申請書に必要事項を記入のうえ、見積書等の必要書類を添付して以下の提出場所へ提出(※持ち家の場合は電子申請が可能です)
電子申請アドレス: <https://logoform.jp/form/Knxg/940923>

<申請書配布・提出場所>

- 市役所 (地域防災課)
- 地区交流センター
- 文化センター
- 岡部支所、岡部支所分館

※市ホームページからダウンロード可能です。



電子申請用
QRコード

STEP 3

交付決定通知書の受取

- 地域防災課より交付決定通知書を送付

STEP 4

工事の実施

- 交付決定通知書が届いてから工業者に工事を依頼
※工事内容が変更する場合は、地域防災課へ連絡

STEP 5

実績報告書兼請求書、
領収書の写し、
写真等の提出

- 工事完了後、実績報告書兼請求書、領収書の写し、施工前後の写真等の必要書類を提出(2月末日まで)

STEP 6

交付確定通知書の受取
補助金の振込

- 地域防災課より交付確定通知書を送付
- 実績報告書兼請求書を提出いただいた翌月末までに、ご指定の口座へ補助金を振込

【工事に関するお問い合わせ先】

志太榛原電気工事事業協同組合

電話: 054-641-1231

住所: 藤枝市青木2丁目36番13号

【申請に関するお問い合わせ先】

藤枝市役所総務部地域防災課

電話: 054-643-2110